

岩手県企業局管理規程第6号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

岩手県企業局長 中里裕美

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">160万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;">80万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(一般競争入札の公告)</p> <p>第18条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第3条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（<u>一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この章において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日</u>）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p> <p style="text-align: center;">(一般競争入札についての公告事項)</p> <p>第18条の4 前条の規定により読み替えられた第3条の規定による公告は、第4条各号に掲げる事項及び第5条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。</p> <p>(1) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	1 工事又は製造の請負	250万円	2 財産の買入れ	160万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	<p style="text-align: center;">(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;">400万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(一般競争入札の公告)</p> <p>第18条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第3条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10日」とする。</p> <p style="text-align: center;">(一般競争入札についての公告事項)</p> <p>第18条の4 前条の規定により読み替えられた第3条の規定による公告は、第4条各号に掲げる事項及び第5条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。</p> <p>(1) <u>特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約</u>にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	1 工事又は製造の請負	400万円	2 財産の買入れ	300万円	3 物件の借入れ	150万円	4 財産の売払い	100万円	5 物件の貸付け	50万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円
1 工事又は製造の請負	250万円																								
2 財産の買入れ	160万円																								
3 物件の借入れ	80万円																								
4 財産の売払い	50万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円																								
1 工事又は製造の請負	400万円																								
2 財産の買入れ	300万円																								
3 物件の借入れ	150万円																								
4 財産の売払い	100万円																								
5 物件の貸付け	50万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円																								

<p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第18条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第14条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前<u>(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前)</u>までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。</p>	<p>(指名競争入札の参加者の指名)</p> <p>第18条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第14条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。